

令和5年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和5年度定期監査(7)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和5年11月8日から同月29日までの間において実日数14日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、令和4年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程(平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号)」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱(昭和53年9月21日練教庶発第368号)」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

(エ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(オ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(カ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。

(キ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、3年間保管されているか。

イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金(学校給食費等の学校徴収金)が適正に管理されているか。

(イ) 学校給食における食材購入費に係る補助事業が適正に執行されているか。

(ウ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、学校教職員出退勤管理システム等において出勤記録の「打刻エラー」などが解消されているか。

(I) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

対象部課等

ア 教育委員会

(ア) 小学校16校

早宮小学校、開進第一小学校、仲町小学校、北町小学校、練馬小学校、豊溪小学校、石神井東小学校、上石神井小学校、上石神井北小学校、下石神井小学校、立野小学校、大泉東小学校、大泉北小学校、大泉学園小学校、橋戸小学校、南が丘小学校

(イ) 中学校7校

中村中学校、開進第三中学校、田柄中学校、豊溪中学校、石神井西中学校、谷原中学校、大泉第二中学校

(ウ) 小中一貫教育校1校

小中一貫教育校大泉桜学園

(I) 幼稚園1園

北大泉幼稚園

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

ただし、教材費の経理処理において、二重払いおよび重複収入が行われていたので、監査事務局長から関係職員に改善策を講じるよう要請する。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。